



## 代表理事の資格と 残任義務について

### Question

代表理事が任期途中で退任してしまいました。これに関して2点伺いたいことがあります。

- ①この場合、代表理事は、理事としての地位を失うことになるのでしょうか？
- ②理事の地位を失った場合、代表理事の残任義務はどのようになるのでしょうか？

### Answer

①についてですが、代表理事が「理事」を退任するのか、または「代表理事」を退任するのかを明確にする必要があります。代表理事は、中小企業等協同組合法（以下「組合法」）第36条の8において、理事会において理事の中から選定することになっています。よって、「理事」を退任する場合、上記の通り代表理事は理事であることを前提としていますので、当然に代表理事も退任することになります。

また、「代表理事」を退任する場合、その退任者は理事としての地位を引き続き有することになります。以上から、「代表理事」としての役割を退任したからといって、当然に理事の地位を失うことにはなりません。

②についてですが、組合法第36条の2において、理事の退任によって理事に欠員（定数割れ）が生じた場合には、後任理事が就任するまで引き続き理事としての権利義務を有することになっています。また、代表理事においてもこれが準用されます。尚、理事の定数を欠いても理事会の選任により代表理事に欠員が生じない場合には、退任者は代表理事としての残任義務はありませんが、理事としての残任義務を負います。いずれにしてもご質問のケースの場合、代表理事を早くご選任ください。

ちなみに、複数代表制を採用している組合であれば、以下2つのパターンも考えられますので参考にしてください。

- A. 退任によって、理事・代表理事ともに欠員が生じる場合には、退任者は理事及び代表理事両方の残任義務を負うことになります。
- B. 退任によって、代表理事の定数のみを欠く場合ですが、上記①のように代表理事は理事の中から選定する必要があり、理事の資格を前提とする法の趣旨からして、代表理事としての残任義務はありません。

#### ・参考（組合法紹介）

第36条の2 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の因数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第36条の8 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。  
以下略